

## 外国の保険を考える

外国の生命保険会社の保険商品が節税策になるということで話題になったことがありました。外国保険業者の保険で下りてくる保険金には相続税がかからないのがその理由といえます。

### 国内と外国の違いはどこに

生命保険はいざというときのために準備されます。一家の大黒柱にもしものことが起こったら、手元で自由に行ける現金があれば、家族の当面の生活資金や、相続対策としては遺産分割をスムーズに行うための資金、相続税の納税資金に活用できます。

仮に親がもしものとき子供にお金を残す場合、契約の仕方は親を被保険者とし、保険金受取人を子供として親が保険料を払うパターンとなります。このパターンで国内の生命保険会社の生命保険に加入していた場合、親が亡くなると、相続人である子供に支払われる保険金は、本来的には子供固有の財産とされます。ですが相続税の取扱いでは「みなし相続財産」とされて相続税がかかる仕組みです。

これは相続税の常識です。

ところが外国生命保険会社の生命保険の場合には、子供が受け取る保険金が「みなし相続財産」にならない場合があります。したがって相続税がかからないから節税になるというのです。

### ポイントはみなし相続財産

相続税の取扱いでは、本来相続財産でない保険金を「相続財産」とみなす場合を限定的に列挙しています。

外国保険業者の保険金が「みなし相続財産」になるケースについては、相続税法を解釈した相続税基本通達により保険業法に定められた外国保険業免許を持っている会社の保険金だとされています。

このため外国保険業免許を持たない「外国保険業者」の生命保険は、「みなし相続財産」にならないという訳です。つまり相続税はかからないということになるのです。

### 一時所得になるが...

もっともこの保険金は、相続人である子供固有の所

得になるため、一時所得と扱われることとなります。相続税が課税されないからといって、丸儲けになるわけではありません。

しかし一時所得であれば、所得税がかかるということも、税率は通常のおよそ半分程度で済むのです。

そうすると相続財産が多く、高い税率で相続税が課税される資産家の相続人にとっては、相続税の実効税率よりも、はるかに低い所得税の負担で保険金を受け取れるようにすれば、これまた節税策になるわけです。

### 当局の対応

ただ、こうした話には微妙な問題が回ります。実は、税務署の親玉である国税庁がこの節税策に対し目を光らせていたのです。いわく「適正公平な課税を図るため、相続税法上に生命保険契約等の定義を明確に定め、外国保険業者と締結した保険契約にかかる保険金についてもみなし相続財産（みなし贈与財産）とするよう改正することが必要である」（国税庁平成14年度税制改正意見）

反対に考えると、国税庁も現行の相続税基本通達に縛られている限り、外国保険業免許のない外国保険業者と契約した生命保険金は、少なくとも「みなし相続財産」にならないとは、いえるでしょう。

### 制度が変わるリスク

しかし国税庁には、生命保険を受け取る権利の相続税評価について、およそ7割とされてきた法定評価を返戻金相当額で評価するよう、昭和56年から22年にわたり要望してきた事実があります。そしてついに今年度税制改正でその改正が実現し、いわゆる7割評価が廃止されたのは生々しい記憶として残っているでしょう。もちろん国税庁の要望と税制改正に必要以上に因果関係を勘ぐるのは良い事ではないかもしれませんが、それにしても制度が変わるリスクについては、しっかり考えたいものです。

(担当：遠藤純一)